

京都大学男女共同参画推進本部では

ベビーシッター利用育児支援を行っています。

京都大学男女共同参画推進本部では、本学における教職員の仕事と子育ての両立支援を目的として、「ベビーシッター育児支援割引券」を発行して、ベビーシッターによる在宅保育サービス事業者（以下「ベビーシッター事業者」という。）が提供するサービスを利用した場合に、その利用料金の一部を助成しています。

対象事業は以下の2つです。

- ①ベビーシッター派遣事業
- ②ベビーシッター派遣事業（多胎児分）

①ベビーシッター派遣事業

・利用対象者

配偶者が就労している、もしくは配偶者の病気入院等によりサービスを使わなければ就労すること（職場への復帰を含む。）が困難な本学教職員

・対象児童年齢等

0歳～小学校3年生、その他健全育成上の世話を必要とする小学校6年生までの児童

・割引金額

1日につき1家庭 2,200円（2,200円以上で利用可）

・利用時の注意事項

- 1 就労のためにベビーシッターサービスを利用する場合に限りです。
- 2 利用者の家庭内での保育あるいは保育所等への送迎を依頼する場合に限りです。
（ベビーシッター宅等利用者の家庭以外での保育には使用できません。）
- 3 割引券の利用可能枚数は1日1枚、1月24枚、1年間につき280枚まで
※なお、本学での勤務日が4日未満の方については、日数に応じた上限枚数となります。

②ベビーシッター派遣事業（多胎児分）

・利用対象者

義務教育就学前の双生児等多胎児を持つ本学教職員

・対象児童年齢等

義務教育就学前の児童（多胎児以外の児童を含む）

・割引金額

1日につき1家庭 9,000円（2,200円以上で利用可）

義務教育就学前の多胎児が3人以上の場合は、18,000円（2,200円以上で利用可）

・利用時の注意事項

- 1 割引券の利用可能枚数は1日1枚、同年度内2枚まで
（特別の事情がある場合は4枚まで）

※なお、本学での勤務日が4日未満の方については、日数に応じた上限枚数となります。

- 2 1枚を分割しての利用は不可。差額は本学から返金手続きをとります。

